

# 札幌市給水設備の構造及び 維持管理等に関する指導要綱

安全でおいしい水を飲むために



## 給水設備設置者のみなさまへ

近年、ビルやマンションで、蛇口から赤水が出たり、貯水槽に小動物が混入するなどの事例が多く報告されています。

また、貯水槽に汚水が流入したり、井戸水が細菌に汚染されることにより大規模な感染症も起きるなど、飲料水に関するいろいろな問題が起こっています。

札幌市では、飲料水の衛生確保のため、給水設備の維持管理について『**札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱**』により、基準を定めています。

私達が日常何気なく口にしている飲料水も、適切な維持管理が行われなければ衛生的な状態を保つことができません。

設置者のみなさまには、この要綱の趣旨を十分ご理解され、札幌市民の生活がより快適なものとなるよう、衛生的で安全な飲料水の供給に努めていただきますようお願いいたします。

# 給水要綱の主な内容

## 1 対象

以下の施設が対象となります。ただし、一戸の住宅のみに供給する場合は、対象となりません。

小規模受水槽水道施設：水道水を利用し、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設。

住居用飲用井戸等施設：井戸水、湧水、沢水等を飲用している共同住宅等。

業務用飲用井戸等施設：井戸水、湧水、沢水等を飲用している事務所、店舗等。

## 2 設置者

設置者とは、給水設備の所有者あるいはその給水設備のすべてについて責任を有する方をいいます。

## 3 事前協議

新たに給水設備を設置しようとするときは、その計画内容が要綱の構造設備基準に適合するものであるか、保健所長に協議してください。

## 4 維持管理者の選任

設置者は、維持管理者を選任してください。なお、設置者が自ら維持管理者となることもできます。

維持管理者は、設置者に対し次のことを行ってください。

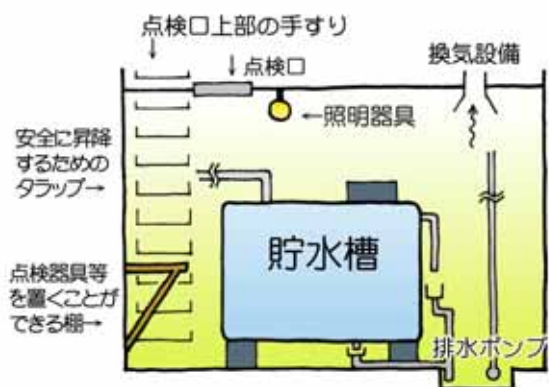
給水設備の維持管理状況の定期的な報告。

給水設備の維持管理に関する適切な助言。

なお、設置者は、維持管理者の助言を尊重してください。

## 5 主な構造基準

### (1) 貯水槽



貯水槽は、建築物内に設けてください。

貯水槽の点検ができるスペースを確保してください。

貯水槽が地下ピット内にある場合は、昇降のための安全措置を講じてください。

## (2) 井戸



井戸は建築物内に設置し、ケーシングは床面から30センチメートル以上立ち上げてください。

井戸、湧水、沢水の水源は、汚染の原因となる場所から5メートル以上離してください。

湧水、沢水の取水口は、水源が汚染されないよう保護してください。

塩素滅菌器を2台以上設置してください。

## (3) 給水管

給水管は、腐食による赤水や漏水を防止できるよう、塩化ビニルライニング鋼管等を使用してください。

給水管の接続には、防食継手を使用してください。

非常時の飲料水を確保するため、水道直結の給水せんを設けてください。

# 6 主な維持管理基準

## (1) 水質の管理



給水設備は使用開始前に洗浄するとともに、水質検査を行い水質に異常がないことを確認してください。

水質検査を定期的に行ってください。

末端の給水せんにおいて、日常の外観検査(色、濁り、臭い、味)と残留塩素の測定を行い、帳簿に記録してください。

残留塩素の濃度は、0.1mg/以上確保してください。

## (2) 給水設備の管理



設備の日常点検を行うほか、地震、大雨、凍結等の非常時の点検も必ず行ってください。

貯水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

## (3) 帳簿書類の保存



適切な維持管理を行うため、給水設備の図面は永年、帳簿書類は3年間保存してください。

## 各種届出について

次のことがらが生じたときは、その日から 30 日以内に保健所長に届出をしてください。

給水設備の使用を始めたとき

使用開始届

給水設備を変更したとき

変更届

給水設備を廃止したとき

廃止届



ご相談・お問い合わせは、  
保健所の環境衛生課ビル衛生係へどうぞ



札幌市保健所 環境衛生課 ビル衛生係  
札幌市中央区大通西19丁目WEST19  
Tel 622-5165 Fax 622-5177  
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/>